

外部管財手続について

ウズベキスタン弁護士，タシケント法科大学講師

(前ウズベキスタン最高経済裁判所上席法律顧問)

ロパエワ・ナタリヤ・ヴァシリエヴナ

○ロパエワ 皆さんこんにちは。それではウズベキスタン倒産法における外部管財手続について発表させていただきます。

ウズベキスタン倒産法における外部管財手続とは、倒産法第3条第12号に「法人債務者に対し、その支払能力回復を目的として、債務者の事業管理権の外部管財人への移譲を伴って適用される倒産手続である」と定められている裁判上の倒産手続です。外部管財手続は、裁判上の再生支援手続と同様に、再建型の倒産処理手続です。しかし、裁判上の再生支援手続と異なる点は、債務者の経営権が完全に外部管財人に移されるという点です。裁判上の再生支援手続と同様に、外部管財手続は経済裁判所による決定をもって開始されます。外部管財手続に先だって、監視手続があります。監視手続も経済裁判所の決定により行われるものです。監視手続の後に外部管財手続が開始されます。

ソリエフさんがおっしゃったように、裁判上の再生支援手続は、実務上まだあまり適用されていません。一方、外部管財手続は多く使われています。

ウズベキスタン倒産法は、外部管財手続が開始される三つの根拠を規定しています。

第一の根拠は、債権者集会の決議です。債権者集会が外部管財手続の適用が必要だという決議を行った場合、経済裁判所はその決議に合意します。経済的観点からすると、このような法律の構造はあまり合理的ではないと思われるかも知れません。しかし、このような構造にも一定の意義があります。第一に、債権者は、かつて自らの資産を債務者企業に投資することによって一度リスクを負っており、配当の受取りと自らの債権の弁済を要求する権利があります。第二に、監視手続において一時管財人が債務者の財政状態を調査し、外部管財手続を行うべきかどうか結論を出しています。第三に、外部管財手続実施の可能性を提供することが、債務者の財政状態を再建させるきっかけとなり得るということです。

外部管財が開始される第二の根拠は、経済裁判所による決定です。つまり、債権者集会の意思に関係なく経済裁判所の決定により外部管財手続が開始される場合です。債権者集会の決議に反して経済裁判所が外部管財手続開始の決定をするためには、債務者に財政状態の回復のための現実的な可能性が存在していることが要件とされています。

外部管財開始の第三の根拠は、倒産事件を管轄する国家機関による申立てです。倒産事件を管轄する国家機関は、債権者集会の意見に関係なく、外部管財手続を申し立てることができます。当然ながら、倒産事件を管轄する国家機関が外部管財手続開始を申し立てることができる企業とは、その資本に国家の持分が含まれている企業です。

私が作成いたしました参考資料中の別添1「外部管財」（本誌29ページ）を見てくだ

さい。外部管財手続が行われ得る期間を説明しています。一般的には、外部管財手続は12か月から24か月の期間で実施されます。しかし、外部管財手続開始以前に裁判上の再生支援が行われている場合、裁判上の再生支援手続と外部管財手続とを合わせた期間は、36か月を超えることができないという点に注意する必要があります。ウズベキスタン倒産法は、特定の範疇に属する債務者に対しては、より長期の外部管財手続期間を定めています。町形成企業又は町形成に関連する企業⁴には、5年間までの外部管財手続期間が認められています。また、農業企業⁵の外部管財手続期間は12か月間延長することができます。経済裁判所が期間を延長する場合、期間延長により債務者の財務状態が改善される十分な根拠がある必要があります。

外部管財の開始の効果について、参考資料中の別添2「外部管財開始の効果」（本誌30ページ）を見てください。まず、債務者財産の管理に関する権限はすべて外部管財人に移り、経営陣は、権限をすべて失います。もう一つの重要な効果として、債務者のすべての債務が凍結されるモラトリウムがあります。参考資料中の別添3「債務弁済についてのモラトリウム」（本誌31ページ）を見てください。外部管財手続開始決定日以前にすでに発生している金銭債権及び義務的支払債権に対しモラトリウムが開始され、債権者が債務者に対し、自分の個々の債権を請求することが禁止されます。

次に、外部管財人についてですが、参考資料中の別添4「外部管財人の権限(97条)及び義務(98条)」（本誌32ページ）を見てください。外部管財人は経済裁判所の決定によって任命されます。実務上は、通常、外部管財人の任命は外部管財手続の開始と同時に行われます。通常、外部管財人の候補者は、債権者集会によってまず推薦されます。経済裁判所はその候補者の承認に際し、その形式的な要件を検討します。つまり、債権者集会開催に至る手続の適法性や、債権者集会を開催するための定足数を満たしていたかどうか等について検討します。また、外部管財人候補者が、利害関係人でないかどうかもち当然チェックされます。「利害関係」の定義については、倒産法第17条に規定されています。また、外部管財人候補者が、倒産事件を管轄する国家機関が出す資格証明書を持っているかどうか調べられます。また、倒産事件を管轄する国家機関も、当該資格証明書を出す際に、その者が倒産法第18条の定める要件を備えているか、すなわち、高等教育を終えているか、必要な実務経験年数があるか、前科があるか、などを調べます。

外部管財人の義務について説明します。第一の義務は、債務者の支払能力の回復です。まず、外部管財計画を作成し、債権者集会で審理されるために提出しなければなりません。そして外部管財計画を実施し、債権者集会に結果報告をする義務があります。

⁴ 従業員及びその家族が当該居住地の人口の半分以上を構成するか、従業員数が3,000名以上である法人、国家の防衛・治安維持に関わる法人、又は、自然独占事業体である法人（倒産法第3条第14号）。

⁵ 主な事業が商品としての農産物の生産である農業協同組合（シルカット）、フェルメル経営企業又は法人格を有するデフカン経営企業（倒産法第3条第18号）。

第二の義務は、債務者の代表者としての責務です。具体的に言うと、債務者財産の管理を引き受け、財産目録を作成し、銀行に特別口座を開設し、簿記・財務を管理し、その報告書を作成し、債権の回収のための措置を講ずることです。

第三の義務としては、債権者への対応があります。つまり、債権登録簿の管理、届け出られた債権の検討、そして債権に対する異議の申立てです。

外部管財人の権限については、法律及び外部管財人に関する規則によって、債務者の支払能力回復のために必要な一連の具体的権限が付与されています。それは、債務者の財産を適切に処分できる権限、債務者が過去に締結した契約の履行を必要に応じて拒否できる権限、取引を無効と認定するよう経済裁判所に申し立てる権限、債務者資産の売却において競売の実施者となる、あるいは、競売のための専門機関を雇う権限です。また、外部管財人は、議決権は有しませんが、債権者集会に参加することができます。さらに、外部管財人は、経済裁判所に対し、外部管財期間の延長又は短縮を申し立てることができます。適切に職務を遂行するために、契約に基づいて専門家を雇うこともできます。

外部管財人の活動には幾つかの制限があり、倒産法第101条と第104条に定められています。外部管財人は、帳簿価額が債務者財産の10%を超える財産の取引を行う場合、債権者集会の同意を得る必要があります。この他にも、倒産法には、外部管財人の活動に対する幾つかの制限が定められています。

次にお話したいのは、任命後の外部管財人の権限についてです。まず指摘しておかなければならないのは、外部管財人の権限は、企業の代表者の権限と一致するということです。外部管財人の全活動は債務者企業の支払能力回復に向けられなければなりません。しかし、外部管財人は、企業の代表者と比べ、より大きな責任を負います。なぜならば、外部管財人は、債務者の代表者の役割ばかりでなく、企業を管理する合議機関、つまり指導部、幹部会等の役割も担うからです。外部管財人の業務の中で最も困難なこととして、従業員の解雇が挙げられます。多くの場合、年配の幹部の解雇です。仮に、外部管財人が不適切な解雇を行い、企業に必要な従業員を解雇した場合、新しい適切な人材を得られなければ、企業の再建はより困難になってしまいます。この場合、外部管財人が、その分、再建に従事しなければならず、企業の支払能力回復の責任をすべて負わなければなりません。

外部管財人の報酬についてですが、外部管財人の報酬額を決める手続は、他のすべての裁判所任命管財人の報酬額を決める手続と同じです。通例、債権者集会は報酬額を決議し、経済裁判所に対しその議事録を提出します。経済裁判所は、債権者集会が決めた額を承認します。しかし、外部管財の期間は長期であるため、外部管財期間の間に外部管財人の報酬の見直しを行うことも可能であり、増額又は減額されることがあります。

次に外部管財計画についてお話したいと思います。外部管財人の最も重要な課題は、債務者の現在の財務状態を明確に把握し、それに基づいて適切な外部管財計画を作成することです。倒産法は、外部管財計画作成のための期間を、外部管財人の任命から1か月間と

し、また外部管財計画が債権者集会との間で調整される期間を、外部管財開始から2か月間と定めています。外部管財開始から2か月以内に経済裁判所に外部管財計画が提出されない場合、経済裁判所は、倒産認定・清算手続開始決定をすることができます。

外部管財人には、監視期間中に一時管財人であった人物が就任するのが実務上の運用です。したがって、外部管財人は、監視期間中に、すでに債務者の財政状態の分析を行い、債務者の財政状態の知識を持っていると考えられます。仮に外部管財人と一時管財人が別の人物であったとしても、外部管財人の手元には、一時管財人の提出した債務者の財政状態に関する報告書があります。

外部管財計画には、債務者の支払能力回復のための措置が示されていなければなりません。債務者の支払能力回復のための措置は、倒産法第109条に挙げられています。生産活動の見直し、不採算事業の閉鎖、債権の回収、債務者資産の一部の売却、債務者の有する債権の譲渡、第三者による債務者の債務の履行、債務者の企業又は事業の売却、債務者資産の置換、債務者の追加株式の発行、その他の債務者の支払能力回復のための方法です。その他の方法というのは、法令に反しないあらゆる手段ということを意味します。

外部管財計画の形式については、倒産法は規定していません。しかし、書面で作成されなければなりません。重要なことは、債務者の支払能力回復のための措置と回復の期間が示されていることです。

先ほど申し上げましたように、外部管財人は、外部管財開始から1か月以内に外部管財計画を作成し、債権者集会での承認を得るために提出しなければなりません。しかし、外部管財人が提出した外部管財計画を債権者が承認しないこともあります。この場合、債権者は、経済裁判所に対し、債務者の倒産認定を申し立てます。

債権者集会が外部管財計画を承認した場合、外部管財人は、外部管財計画の実現にかかります。外部管財計画の実現のために必要な実務能力の大部分は、危機管理者に通常必要とされる実務能力と異なりません。

支払能力回復のために行われる主な措置としては、まず、債務者が締結した契約の履行の拒否があります。つまり、外部管財人は、以前に締結された契約が今は有益でなく、債務者の利益に反するものであると思われる場合、その履行を拒否することができるのです。

次に挙げられる措置としては、参考資料中の別添7「債務者の法律行為の無効」（本誌35ページ）にありますように、債務者の一部の法律行為を無効とすることです。外部管財人は、企業にとって損害となる法律行為や特定の債権者を有利にするような法律行為を無効とすることができます。

他の措置として、債権譲渡、債務者の企業又は事業の売却があります。また、債務者に何らかの余剰資産があるときには、それを活用した活動も行わなければなりません。さらに、追加株式の発行や債務者の資産の置換も考えられます。いずれの措置を採るにしても、債権者集会の同意は常に必要であり、外部管財計画の中に記載されていなければなりません。

ん。

外部管財人の日常の業務としては、まず債権者への対応があります。つまり、債権者の発見、債権者への通知、債権額の確定です。最終的な目的は、債権者に弁済することです。

外部管財計画の実現後、外部管財人は債権者集会に結果報告をし、報告書を経済裁判所に提出しなければなりません。

外部管財手続から離脱する道は三つあります。まず一つ目は、債務者の支払能力が回復した場合です。二つ目は、債務者の倒産が認定され、清算手続が開始される場合です。三つ目は、債務者と債権者の間で和議が締結される場合です。外部管財手続は、期間満了前に中止されることもあります。債務者の支払能力回復が不可能であることが明らかである場合、経済裁判所に期間満了前の中止を申し立てることができます。この場合、債務者の倒産が認定され、清算手続が開始されます。

外部管財手続により債務者が再建した場合、倒産事件は終結し、外部管財人の権限も終了します。外部管財手続により債務者が再建せず、倒産が認定された場合、外部管財人の権限は、清算管財人が選任されるまで継続します。こうして外部管財手続は終了します。そして、私の発表も終わりとなります。

○司会 ありがとうございました。それではここで、日本側の支援委員会からコメントをいただくこととします。コメントについては、日本側の支援委員会を代表して、遠藤先生からお願いいたします。



早稲田大学大学院法務研究科遠藤教授発表風景
(写真前列 左から二人目：遠藤教授)

日本側支援委員会からのコメント

早稲田大学大学院法務研究科教授

遠 藤 賢 治

○遠藤 早稲田大学の遠藤でございます。本日は、ソリエフさんとロパエワさんから、裁判上の再生支援と外部管財について簡潔で分かりやすく興味深い説明を聞かせていただきました。そこで、幾つかのコメントを申し述べさせていただきたいと思います。

お手元に配られております資料の最後に、私が作成いたしましたウズベキスタン倒産法フローチャートがございます（本誌39ページ参照）。ここに示したウズベキスタン倒産法の手続の流れと、先ほどの御両名の御報告を併せますと、ウズベキスタン倒産法の再建型手続の特徴は、比較的厳格な手続タイムスケジュールの下で、債務の完済を目標として経営の再建を図るという点にあると言えようかと考えます。そして、この手続の選択は債権者が主導権をもって決定する、という内容になっております。そのために、債権者が誰であるかが非常に重要なことになるかと思いますが、ウズベキスタン倒産法では、債権者の確定手続は監視手続において行われることとされています。この点から、債権者集会と債権確定手続を担う裁判所任命管財人の二つの機関が非常に困難かつ重要な役割を果たすべきことが期待されていると考えられます。

先ほど、債権者集会においては、手続の選択に関し、裁判上の再生支援手続よりも外部管財手続を選択される場合が多いという御報告でありました。裁判上の再生支援手続は、1994年倒産法には規定されていましたが、現行倒産法への改正に際し、再度導入されたということであります。日本の場合、民事再生法は、従来の倒産原因を緩和したため、非常に使いやすくなり、そのことが大きな理由の一つとなって民事再生事件が増えました。ウズベキスタンの裁判上の再生支援の利用がまだ少ないのは、それなりの理由があるように思いますが、債務超過の段階に至らないと裁判上の再生支援手続が利用できないという状況、あるいは資金のない倒産企業に対するスポンサーの確保が影響しているのではないだろうかとも感じました。解釈運用に当たって配慮する必要があるかどうかを検討すべきではないかと思います。

一方、外部管財手続が非常に多くなっているということでしたが、日本の場合、会社更生事件は民事再生事件よりも少ないので、現象的には日本と逆の状況にあると見ることができます。倒産企業は、旧来の経営者がまだ経営権を維持できるのであればそれを望んで再建に向かうことが多いかと思いますが、ウズベキスタンでは、経営者を交代させて再建を図る途を選ぶという傾向があるのはどのような背景から裏付けられているのかを興味深くお聞きしました。

外部管財手続の場合、外部管財人の仕事が非常に重要でかつ責任が重いということでもあります。例えば、否認権を行使しなければならない、あるいは、債権の回収もしなければ

ならないというように、外部管財人には広範な役割が与えられています。どのような場合に否認できるのか法的基準が明確にされる必要があるとともに、ここで、否認権の行使や財産の回収に際し、法律的な争いが生じ、訴訟に発展することが予想されますが、このような場合、法律家が関与しなくてもうまく機能しているのであろうかと不安も残りました。管財人に適格者を得ることと、その養成が大きな課題であると考えられます。

全体的に、ウズベキスタン倒産法が債権者自治を基本にしていることから、倒産手続では、債権者の協力が得られるか否かが運用上の留意点であるのかなと感じました。債権者集会が非常に活発だということも以前お聞きしたことがあります。この点も債権者自治に支えられていることのあらわれであると言えましょうし、債権者自治を基本とする制度の大きな特徴であると思いました。債権者集会への事前案内が適正かつ迅速に行われることが期待されているものと言えるでしょう。以上です。

○司会 遠藤先生ありがとうございました。それでは引き続き質疑応答に入りたいと思います。今日御来場の皆様には是非活発な議論をお願いしたいと思います。



カントリーレポート発表会の様子（平成17年5月27日 国際会議室）

総 括 質 疑 応 答

○日本側 裁判所任命管財人について質問があります。第一に、現在、裁判所任命管財人の資格を持っている人の人数を教えてください。第二に、先ほどの遠藤先生も外部管財人の仕事量が多い点を指摘されていましたが、外部管財人には、専任義務はあるのでしょうか。第三に、法律問題が起きた場合、法律家ではない管財人は、どのように対処しているのかという点を教えてください。

○ロパエフ まず、2004年3月23日付け内閣令138号について述べたいと思いますが、この決定において、裁判所任命管財人の権限と選任手続が明確に規定されました。

倒産法は、倒産事件を管轄する国家機関を裁判所任命管財人の育成を行うべき機関であるとしており、裁判所任命管財人の教育や資格試験等の実施は、この機関が行っています。

確かに、現在、裁判所任命管財人は不足しています。昨年1年間で、ウズベキスタン共和国全体で320人の新たな裁判所任命管財人が任命されました。一方、昨年1年間で倒産した企業数は1,742社です。裁判所任命管財人が不足していることは明らかです。そのため、一人の裁判所任命管財人が、同時に複数の事件の裁判所任命管財人を務める場合があります。

裁判所任命管財人が法律家ではないという点も問題です。現在、法律家の裁判所任命管財人は3,4人しかいません。しかし、私が発表の中で申し上げましたように、裁判所任命管財人は、必要に応じて契約により、外部の専門家を雇うことができるので、法律問題に対応するために弁護士を雇うことも可能です。

○日本側 第一回債権者集会で、再建の可能性がある場合は、裁判上の再生支援手続又は外部管財手続の開始を申し立てるか、あるいは、再建の可能性がないとして、清算手続の開始を申し立てるかを決議しますが、その際、債権者集会は、どのような基準に基づいて手続を選択するのでしょうか。

○タジェフ まずは、債務総額と債務者の資産や事業を比較します。そして、裁判上の再生支援手続又は外部管財手続の実施が、倒産手続の申立人によりどれだけ保証されているか、担保されているかという点も考慮します。もちろん、財産が少なく債務額が大きいというときには再建の可能性は認められませんから、債権者は清算手続の道を選びます。

○日本側 そうすると、債権者集会では、債権者の方から特定の手続の提案が出るというよりは、債務者の方から、特定の手続の提案が出るということでしょうか。

○タジェフ 倒産法では、誰でも提案できるとされています。債権者でも、債務者財産の所有者でも、発起人でも、第三者でも可能です。特に利害や関心を持っている者が提案をしてきます。

○日本側 本日は貴重な講演をありがとうございました。ウズベキスタンの倒産事件において、デット・エクイティ・スワップ、すなわち、債権者が債務者企業に対して有していた

債権を債務者企業の株式に変えるという手法を利用することはあるのでしょうか。この手法は、日本や米国の倒産事件ではよく行われていますが、ウズベキスタン倒産法では認められているのでしょうか。

○池田 この点については、前提となる状況が、日本やアメリカと、ウズベキスタンでは大きく異なると思います。日本やアメリカは直接金融が発達していますが、ウズベキスタンは、現在でもなお間接金融の比重が大きいのが現状です。この点を前提に、私の知識の範囲で質問にお答えします。ウズベキスタンの現在の金融市場では、証券市場は必ずしもまだ成熟していない状況にあるので、基本的には、デット・エクイティ・スワップという手法は採られないと理解しております。

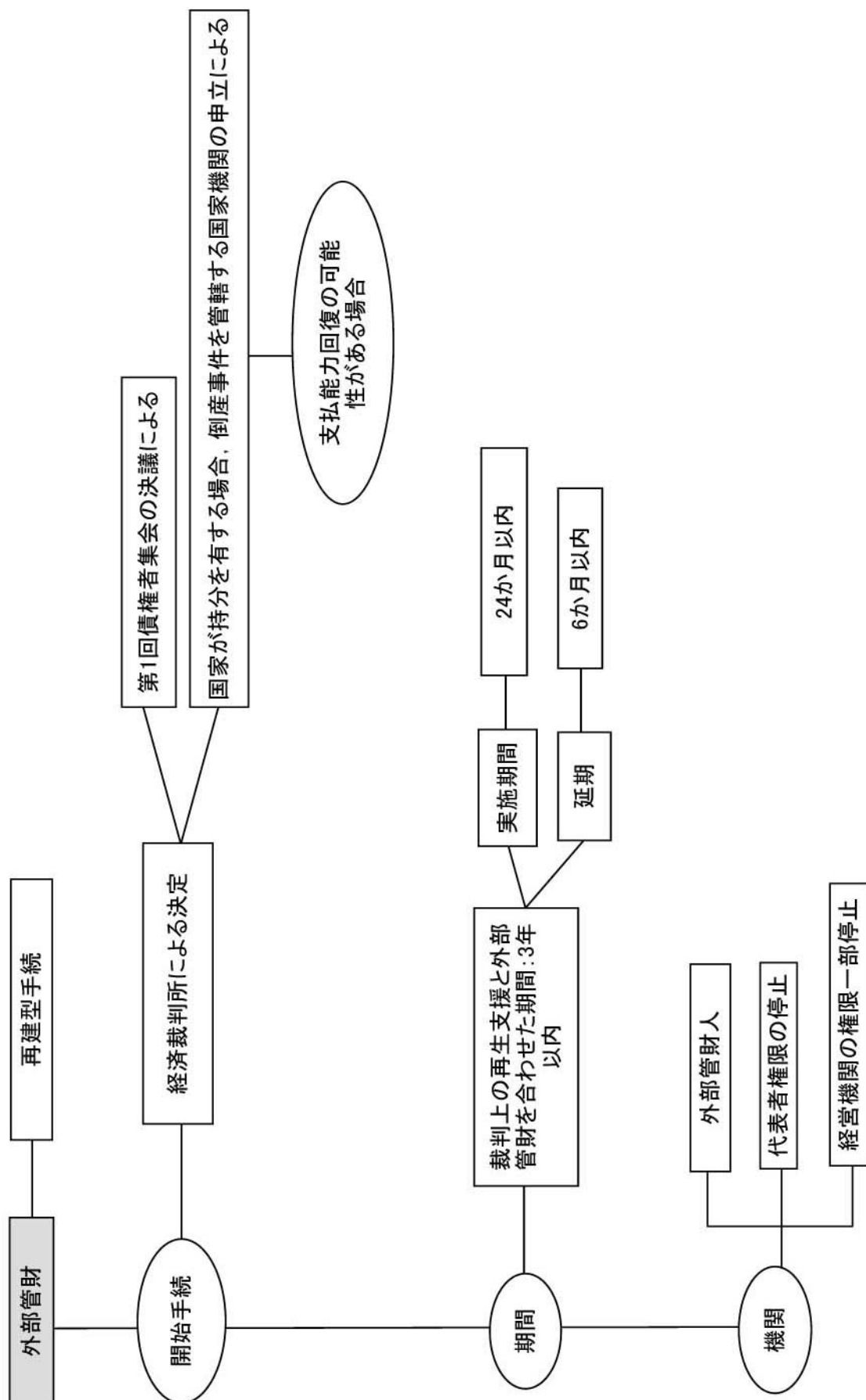
○タジェフ 裁判上の再生支援手続がほとんど使われていない理由について補足させていただきます。池田先生の冒頭の概要説明でも指摘されましたが、現在、ウズベキスタンにおいては、倒産状態に陥る企業の多くが国有企業です。しかし、ウズベキスタンの法制度では、国家予算から融資を受けている国有企業については倒産を申し立てることはできません。国有企業でも、国家予算から融資を受けていない企業ならば、その企業に対して倒産の申立てをすることができます。国有企業が民営化された後、うまく事業が変更できなかったり、市場経済において受注先を見つけることができなかつたりして、倒産状態に陥る企業は多々あります。

債務者申立ての件数についてですが、確かにその割合は非常に少ないです。現行倒産法は、倒産状態に陥った債務者が自己申立てをしない場合、債務者と債務者の代表者は、債権者に対し連帯責任を負うことを定めています。しかし、法律に定められているにもかかわらず、債務者の代表者がかかる連帯責任を追及された例はいまだありません。その理由は、国民の法意識だとか、債権者の法意識がそこまで行っていないからだと思います。現行倒産法は制定されたばかりですが、今後、債務者の代表者が連帯責任を追及され、債務者の代表者の責任が広く周知されれば、債務者申立ての倒産事件の数も増えてくると思います。

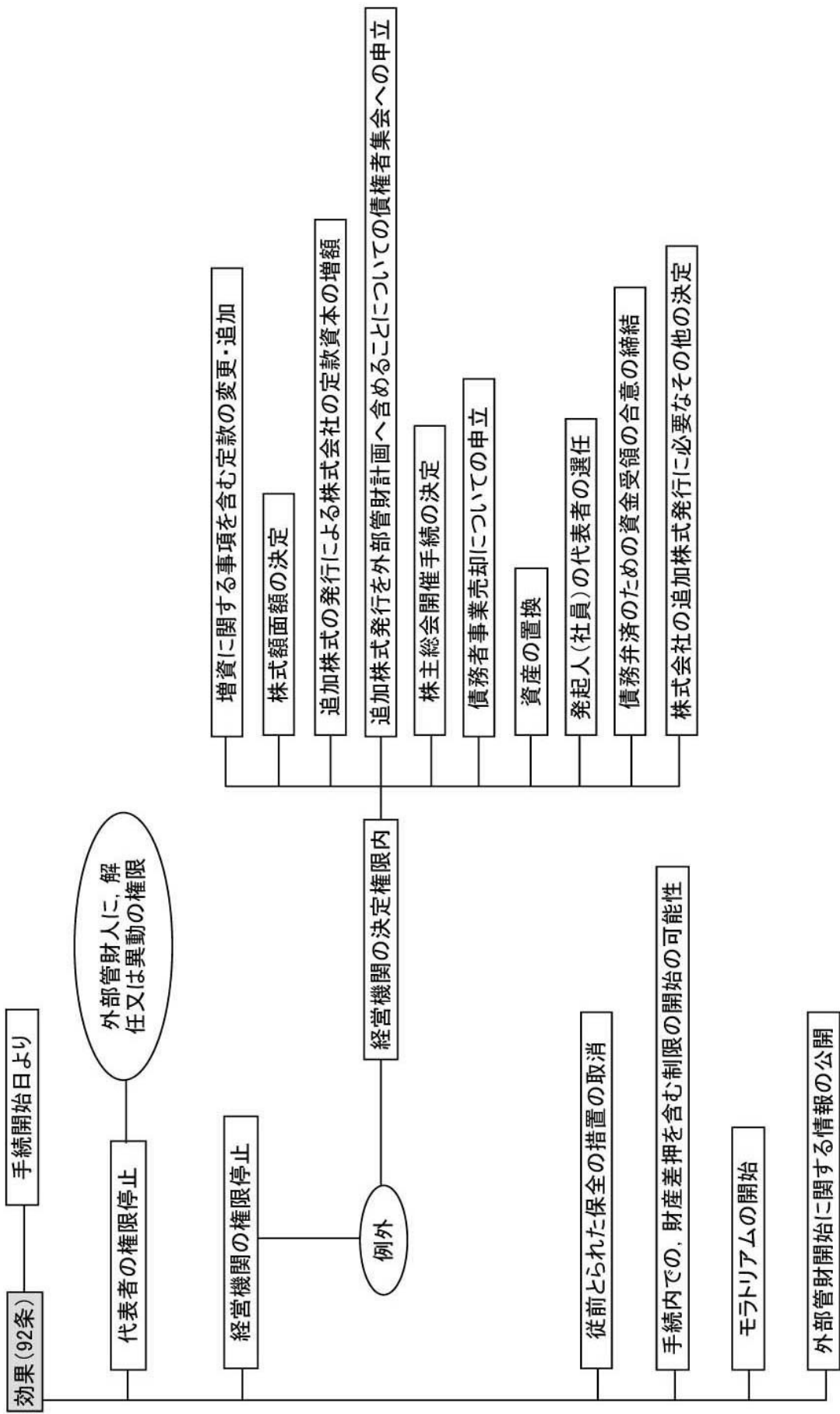
○司会 ありがとうございます。それでは、残念ながら時間となってしまいました。本日は、発表者の皆様には誠に有意義なお話をいただき、ありがとうございました。また参加者の皆様にも改めて感謝を申し上げます。

それではこれもちまして、第4回ウズベキスタン共和国法整備支援研修カントリーレポート発表会を終了いたします。皆様、長時間にわたり、ありがとうございました。

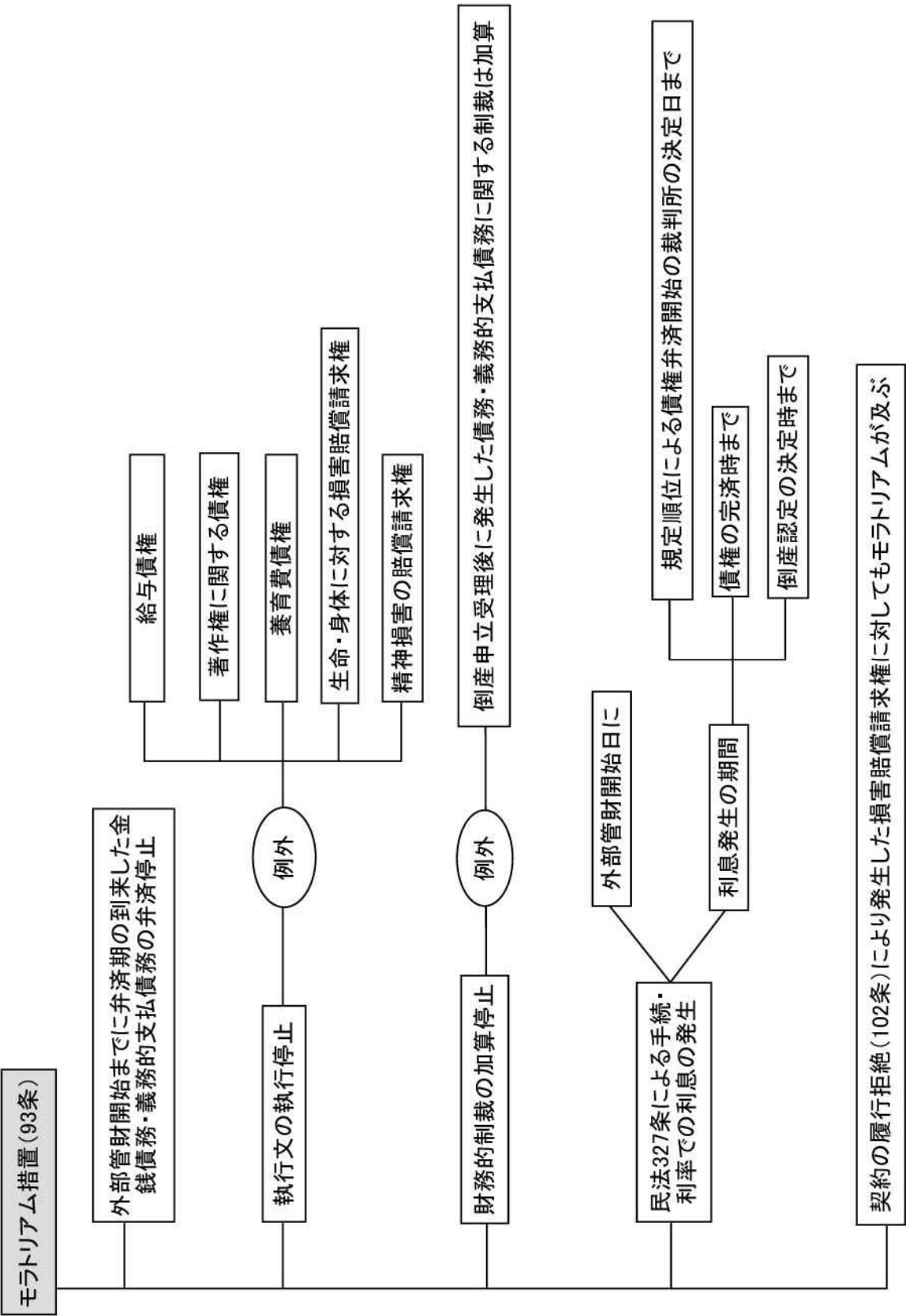
(終 了)



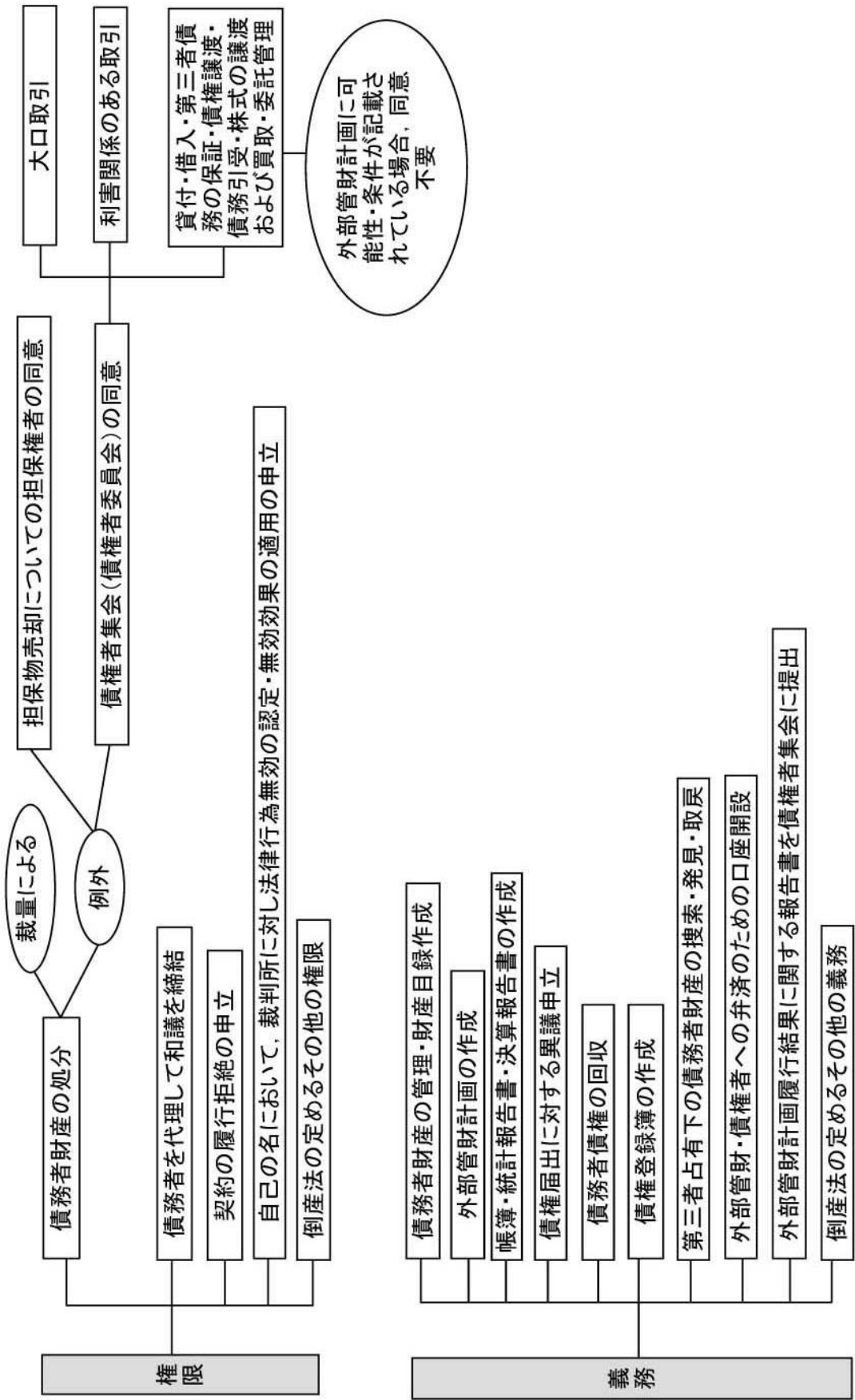
外部管財開始の効果



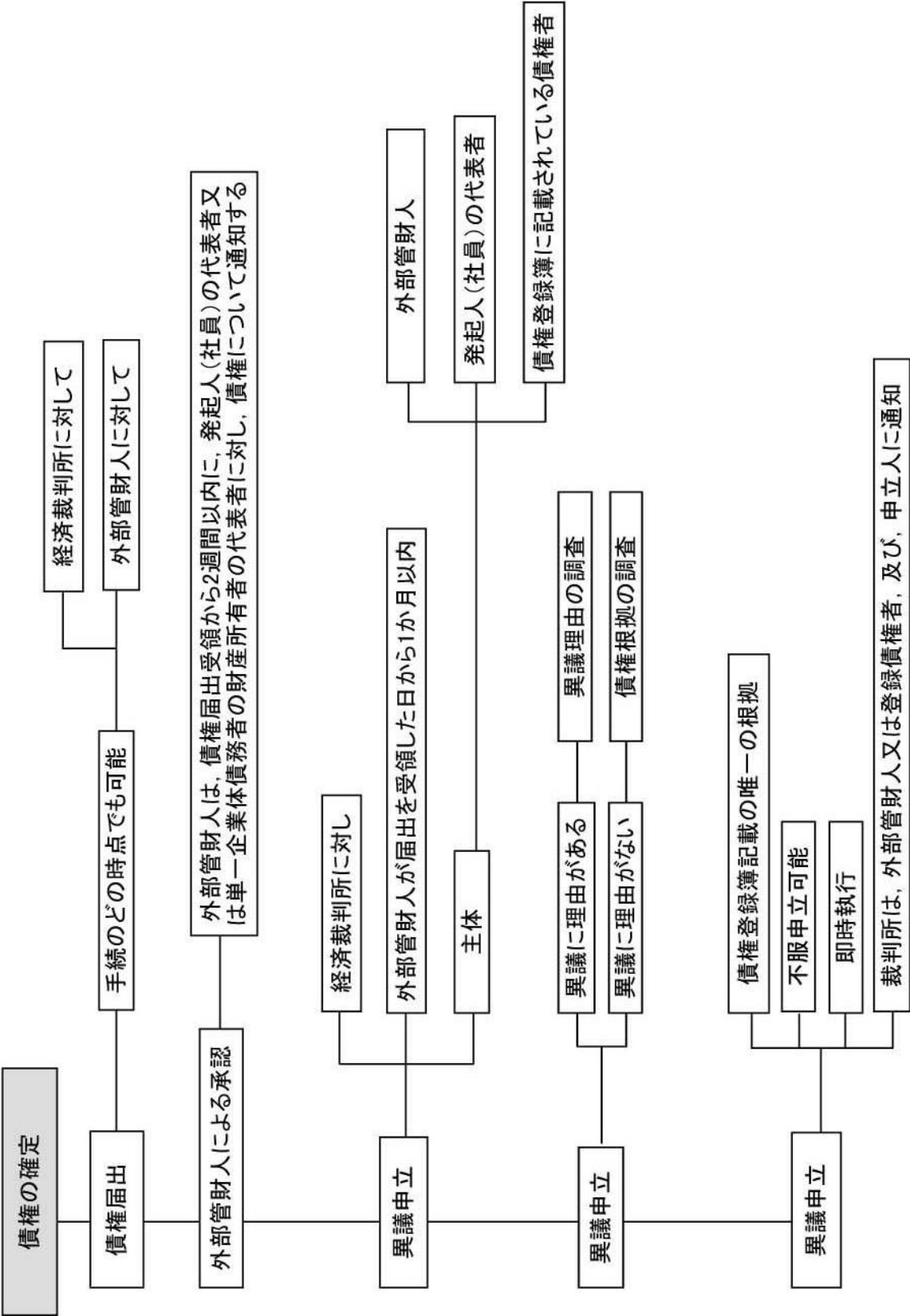
債務弁済についてのモラトリアム



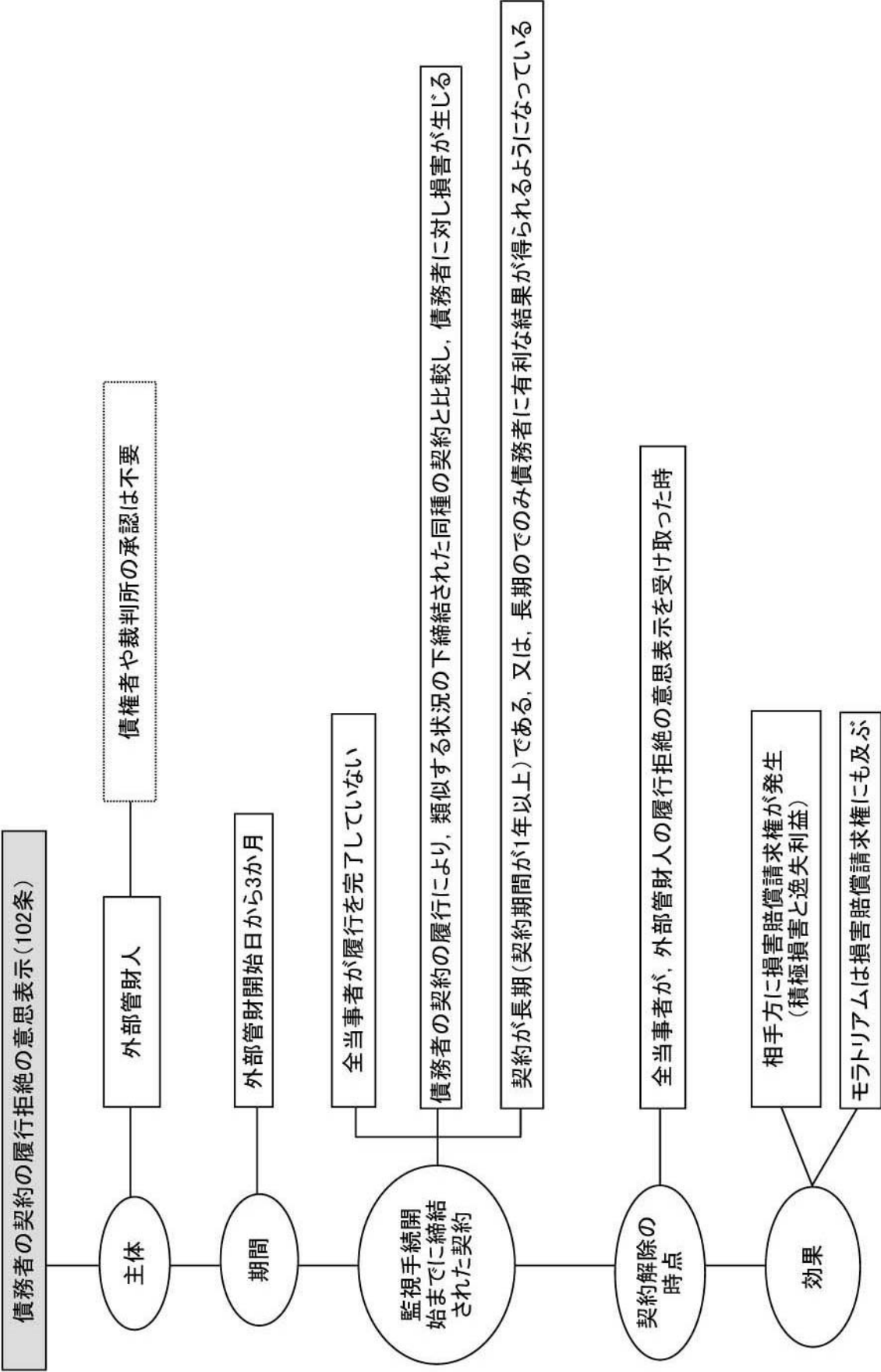
外部管財人の権限（97条）及び義務（98条）



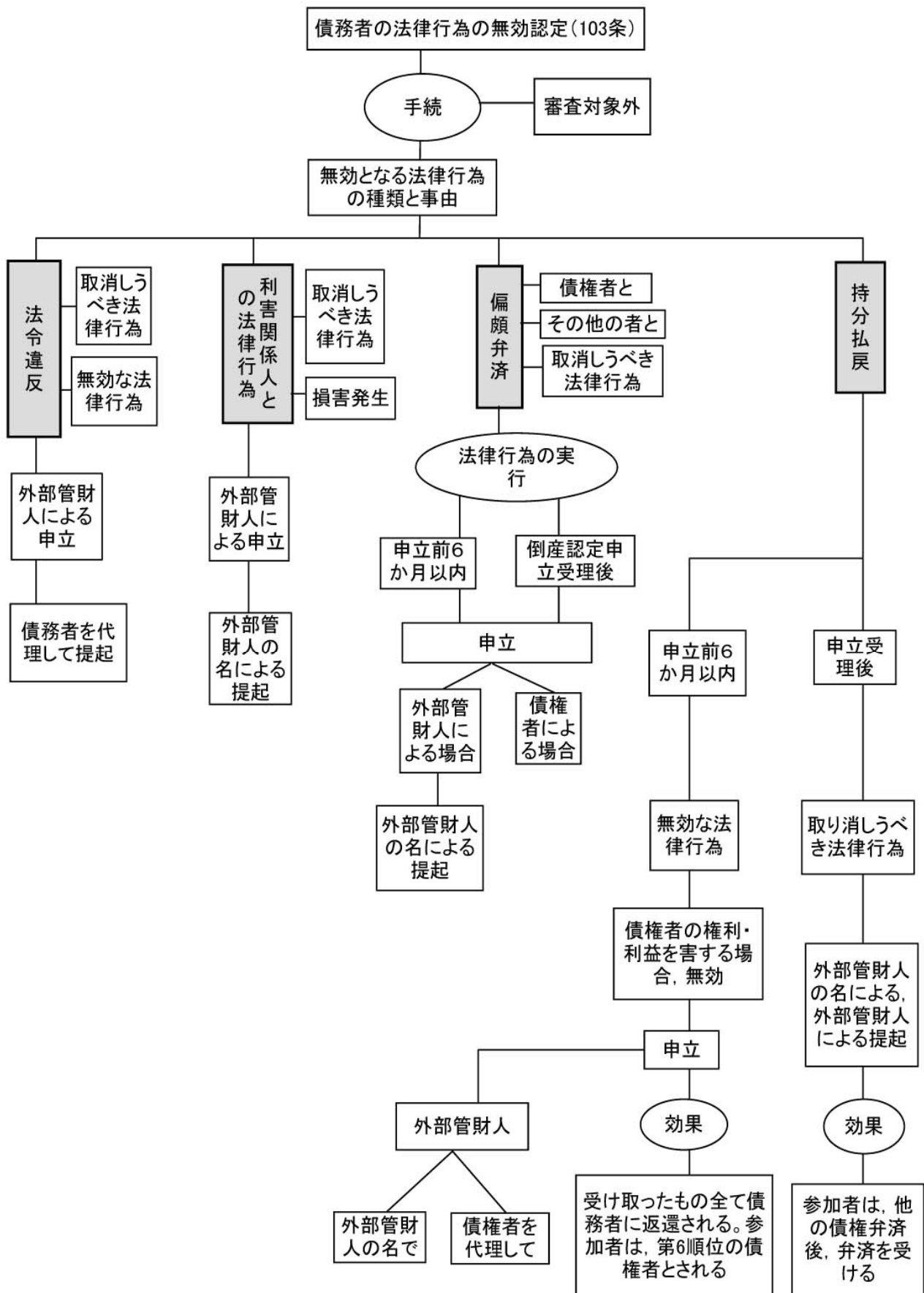
外部管財における債権の確定



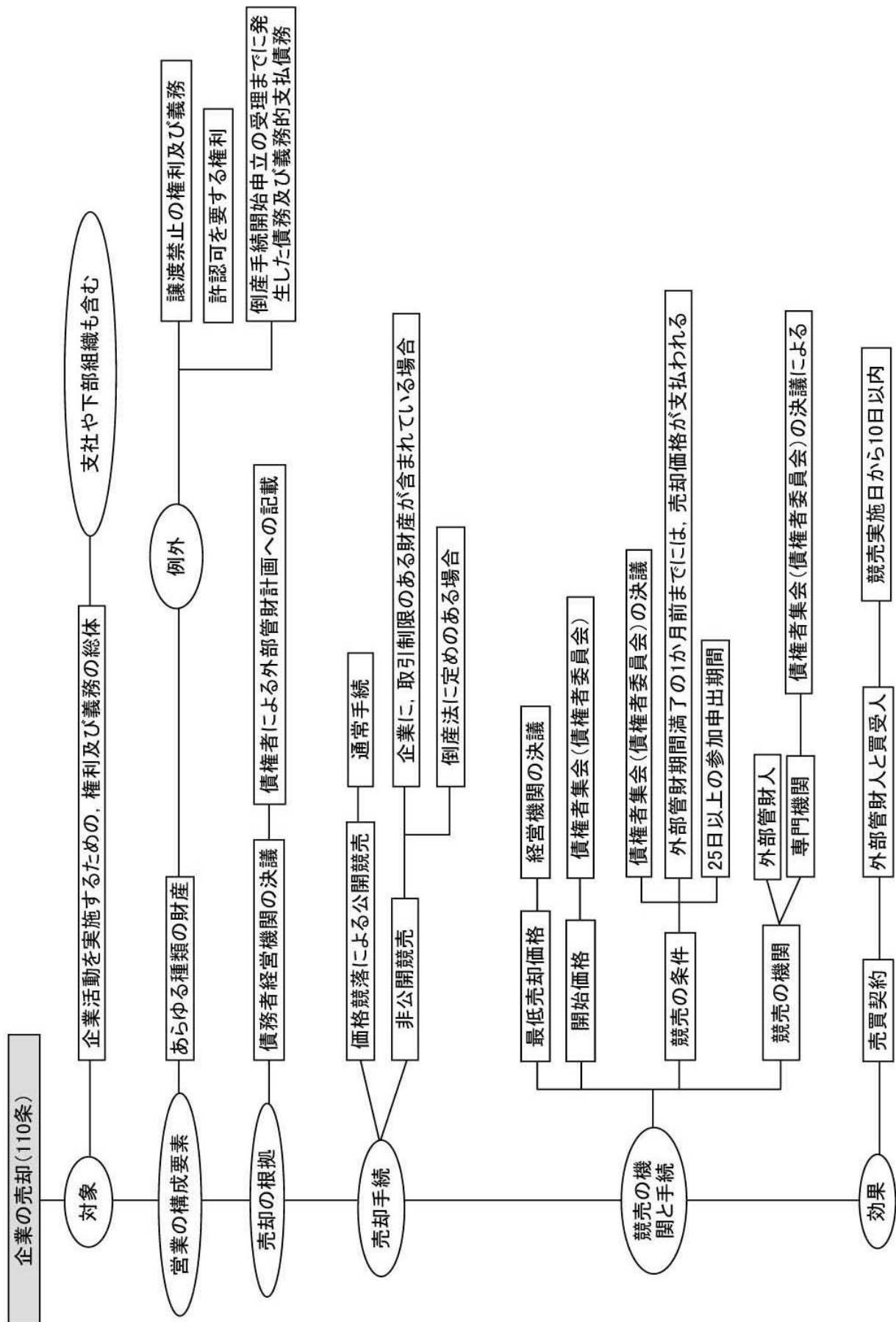
債務者の契約の履行拒絶



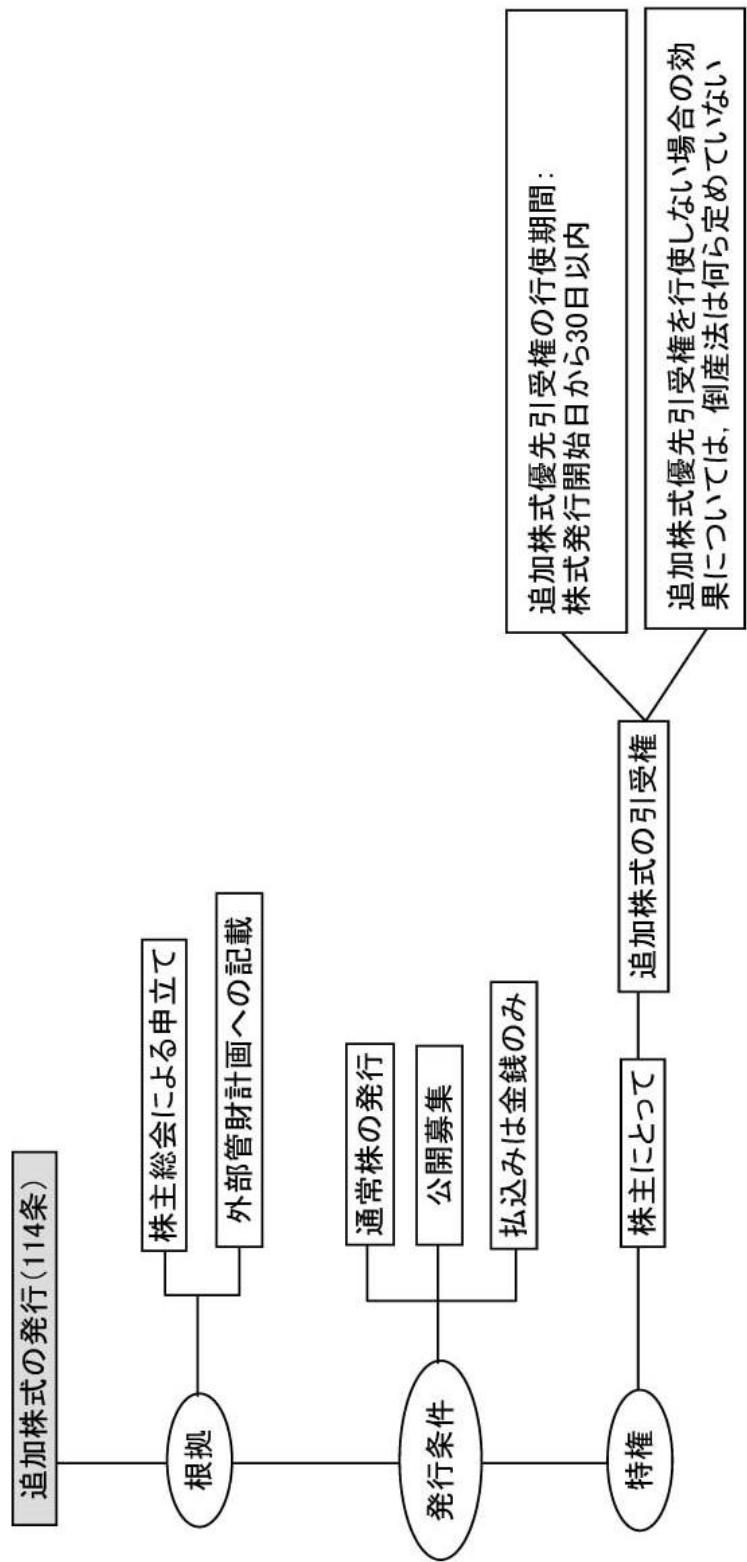
債務者の法律行為の無効



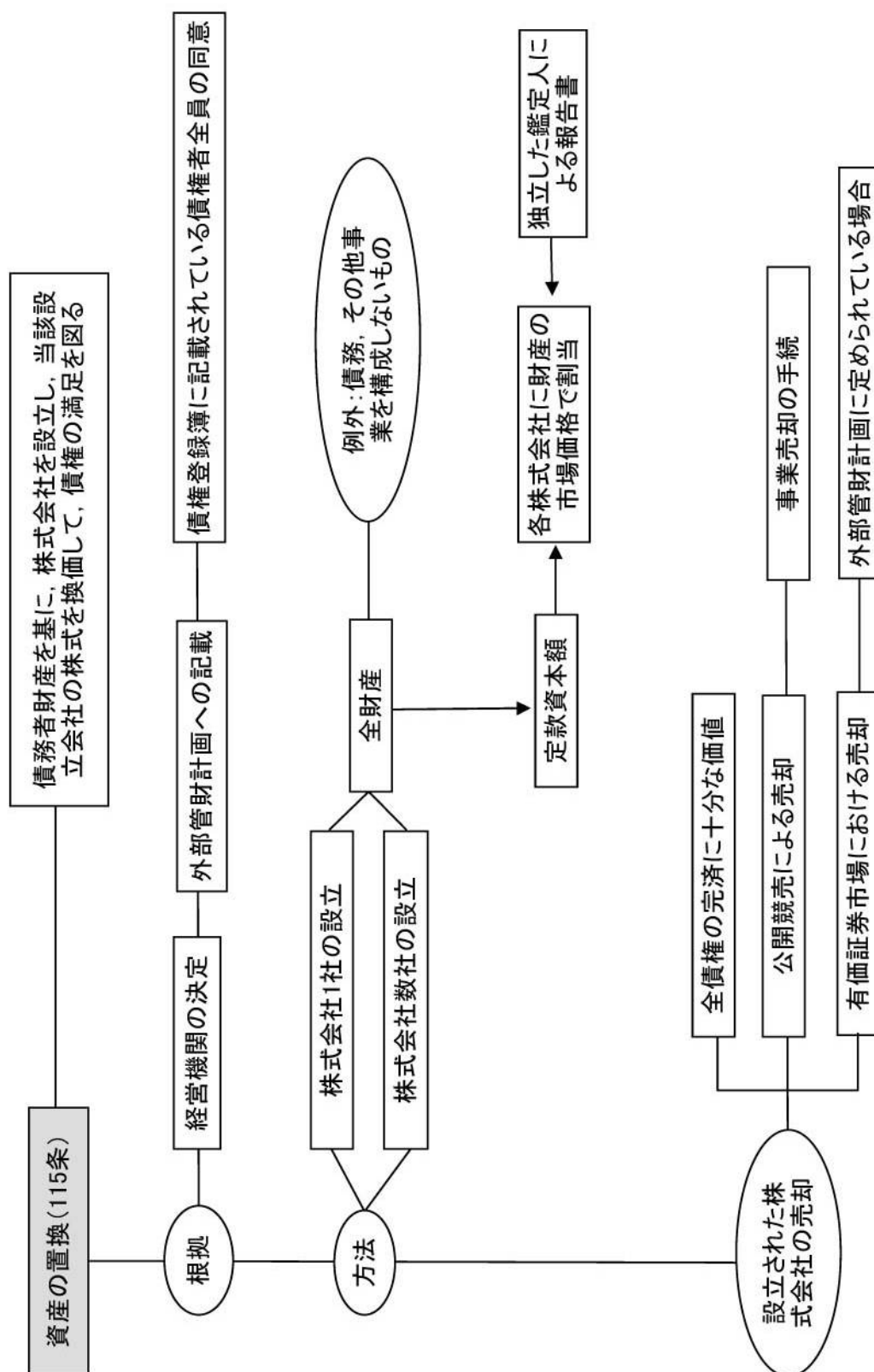
財産複合体としての企業の売却



追加株式の発行



資産の置換



[参考資料]

ウズベキスタン共和国倒産法のフローチャート

()内は条数

